

四日市南ボーイズ 規約

令和5年制定

第1章（総則）

第1条 本チームは四日市南ボーイズと称する。

第2条 本チームの事務所は、原則として事務局長宅に置く。

第3条 本チームは、公益財団法人日本少年野球連盟三重県支部に加盟し、その目的と指示に従う。

第2章（目的及び事業）

第1条 本チームは、硬式野球を通じて少年の野球技術と体力の向上、団体生活と規律・礼儀等を重んじる人としての基礎を養成し、次代を担う健全な育成を図ることを目的とする。

第2条 前条の目的を達成する為、次の事業を行う。

- ・硬式野球の指導
- ・連盟主催大会への参加
- ・地区大会への参加
- ・地区大会の運営協力他
- ・その他目的達成に必要な事業

第3章（入団資格及び入会金）

第1条 中学1年から中学3年までの男女を対象とする。

第2条 本チームへの入団希望者は、チーム所定の入団申込書・誓約書を記入の上、提出後、代表・監督の承認を得なければならない。

第4章（団費及び会費）

第1条 団費（チーム活動費）は月額、次の通りとする。

1. 月額 10,000 円（在団 2 人目 5,000 円・在団 3 人目 0 円）入団してから、3 年生の 10 月分まで。
2. 一人親家庭は 5,000 円（在団 2 人目 4,000 円・在団 3 人目 0 円）
3. 入団金 10,000 円は入団時のみ。

第2条 団費・保護者会費は毎月、会計の指示に従うこと。やむを得ない事由がある場合を除き、3 カ月以上滞納した場合は退部とする。

第3条 一度入金されたものは原則、返金できない。

第5章（役員及び役務）

第1条 本チームには、以下の役員を置く。

- ・代表 1 名
- ・副代表 数名（各学年で副代表を選出し、支部登録を行い大会に引率することもある。）
- ・事務局 1 名

- ・保護者会代表 1名
- ・会計 1名
- ・監督 1名
- ・コーチ 数名

第2条 代表は、本チームを代表して会務を総括し、また対外折衝に全責任を負う。

第3条 副代表は、代表を補佐しその役務を代行する。

第4条 事務局は、本チームの財務及び連盟対応を管理・運用する。

第5条 監督は、練習及び試合を通じて選手を指導する最高責任者である。選手ポジション・大会エントリー他メンバー決定などチーム編成に関わる決定権も持つ。但し、監督が認めた指導者も含む。

第6条 代表、副代表、事務局、監督、コーチ、保護者会会長で理事会を構成する。但し、その他必要人員が理事会・会議に出席する場合もある。(代表が選出。)

第6章 (役員任期)

第1条 任期は設けないが、本チームの役員として相応しくない行為があった場合又は特別な事情が生じた場合には、理事会の決議により解任することができる。

第2条 本チームの議決権は理事会である。

第3条 理事会は必要に応じて開催するものとする。

第4条 総会・理事会は委任状も含め、出席者過半数の賛成をもってこれを決する。賛否同数の場合は議長が決する。

第7章（退会及び休部）

第1条 本チームを退会又は休部する場合は、監督・代表の承認を得なければならない。休部時の会費は原則納めなければならない。

第2条 本チームの趣旨に反し、又はルールを乱した場合には、理事会の判断で部員資格を剥奪し、退会を命ずることがある。

第3条 退会・休部の場合、いかなる理由でも納入済の会費等は、原則返金しない。

第4条 退会・休部の場合、本チームからの借用物は速やかに返納するものとする。

第5条 他チームへの移籍は原則として認めない。

第8章（安全と責任）

（安全管理）

第1条 団は団員の健康管理、安全確保に留意し、活動中に事故のないように努めなければならない。

第2条 団員及び指導者は、連盟指定のスポーツ保険に加入しなければならない。

(責任の範囲)

第3条 団活動中において、団員及び指導者に万一事故、又は第三者に損害を与えた場合、その賠償については団の契約した賠償保険金額の支払いの範囲とする。なお、治療費はすべて自己責任とし、団は傷害保険金受取の事務手続きを援助するのみとする。

第4条 公式戦、練習試合、練習に伴う移動中の事故についても、団は一切の責任を負わない。

第9章 (慶弔見舞金)

第1条 慶弔見舞金は以下の通りとする。

- ・スタッフ、選手が死亡した場合は、香典 10,000 円をおくる。
- ・スタッフ、選手の一親等が死亡した場合は、香典 5,000 円をおくる。
- ・スタッフ、選手が1週間入院した場合は、見舞金 5,000 円をおくる。
- ・その他の場合は、理事会で別途協議の上 決する。

第10章 (補足)

第1条 本チームが万が一解散する場合、それに伴う残余資産・負債は解散時の保護者で分配する。

第2条 本規約の変更は、理事会にて行うことがある。(毎年1月に改正) 理事会での変更等は総会にて報告することとする。

第3条 本規約で定めない事項については、公益財団法人日本少年野球連盟の定款を準用する。

(本気・陽気・根気・きづき運氣呼ぶ気)

本気になると世界が変わる、自分が変わる変わってくる。変わってこなかったら、まだ本気になっていない証拠だ。

何をやるにしても、まず本気になることが重要だ。そして、明るく前向きに陽気でないと良い結果に繋がらない。継続は力と、失敗を恐れず根気よくやる。いつの日か運氣が自分に向いてくるのがわかる。